

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●胎内市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	犯罪被害者等見舞金の申請		○		総務課 防災対策係	0254-43-6111 (代表)	犯罪被害者の遺族または家族として申請できません。
2	軽自動車税の減免申請		○		税務課 資産税係	0254-43-6111 (代表)	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転する等の要件を満たすことが必要です。
3	住民票の表記（世帯主との続柄）		○		市民生活課 市民係	0254-43-6111 (代表)	住民票における「縁故者」の続柄を使用できます。
4	市営・市設住宅の入居申込		○		福祉介護課 地域福祉係	0254-43-6111 (代表)	同一世帯として申込できます。
5	家族継続支援事業（おむつ給付）		○		福祉介護課 介護保険係	0254-43-6111 (代表)	在宅介護している家族として申請できます。

●胎内市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
6	保育園の入園申込（延長保育申込、休日保育申込、一時保育申込）		○		こども支援課 こども支援係	0254-43-6111 （代表）	同居の保護者として申込できます。
7	就園援助制度の申請		○		こども支援課 こども支援係	0254-43-6111 （代表）	同居の保護者として申請できます。
8	こどものころとことばの相談室の申込		○		健康づくり課 発達相談係	0254-43-6111 （代表）	同居の保護者として申込できます。
9	なかよしクラブの入会の申込（放課後児童健全育成事業）		○		学校教育課 学校教育係	0254-43-6111 （代表）	同居の保護者として申請できます。
10	就学援助教育の申請		○		学校教育課 学校教育係	0254-43-6111 （代表）	同居の保護者として申請できます。
11	胎内市特別支援学校就学援助の申請		○		学校教育課 学校教育係	0254-43-6111 （代表）	同居の保護者として申請できます。
12	特別支援教育就学奨励費の申請		○		学校教育課 学校教育係	0254-43-6111 （代表）	同居の保護者として申請できます。
13	職員の通称名の使用			○	総務課 人事係	0254-43-6111 （代表）	市職員が対象となります。 （各種届出を人事係に提出）

●胎内市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
14	結婚等祝金の支給			○	総務課	0254-43-6111 (代表)	市職員互助会に加入している職員が対象となります。
15	高齢者・障がい者向け安心住まいの整備補助事業申請			○	福祉介護課 地域福祉係	0254-43-6111 (代表)	
16	金婚式		○		福祉介護課 地域福祉係	0254-43-6111 (代表)	
17	ファミリー・サポート・センター事業の利用申請			○	こども支援課 こども支援係	0254-43-6111 (代表)	申請窓口はファミリー・サポート・センターになります。
18	子育て応援カード事業			○	こども支援課 こども支援係	0254-43-6111 (代表)	
19	一般住宅リフォーム補助金の申請		○		地域整備課	0254-43-6111 (代表)	(住宅所有者との配偶者又は親子として申請可能)
20	結婚新生活支援事業		○		総合政策課 企画政策係	0254-43-6111 (代表)	